

○鳥取県図書館協会会費規程

(目的)

第1条 鳥取県図書館協会会則第16条の規定に基づき、会費を定める。

(会費)

第2条 会費の額は、会員の区分に応じて次の各号のとおりとする。

第2条 会費の額は、会員の区分に応じて次の各号のとおりとする。

(1) 施設会員

ア 県立図書館 年額6万円

イ 市立図書館

(ア) 人口10万人以上の市 年額1万8千円

(イ) 人口10万人未満の市 年額9千円

ウ 町村立図書館 年額4千5百円

エ 小・中・高等学校各学校図書館協議会及び高専・短大・大学図書館 年額4千5百円

オ アからエ以外の施設・団体のうち図書館の機能を有するもの 年額2千円

(2) 個人会員 年額2千円以上

(3) 学生会員 年額1千円

(4) 団体会員 年額2千円

2 前項の規定にかかわらず、鳥取県市町村法令外負担金等審議会の審査の結果、市町村立図書館の会費に係る予算額が変更された場合には、当該予算額を会費の額とする。

第2条の2 個人会員は、「協会ニュース」を配布されるとともに、全国図書館大会その他の事業に参加する場合は予算の範囲内で助成を受けることができる。また、鳥取県図書館協会主催の事業に原則として無料で参加できる。

2 施設会員及び団体会員は、「協会ニュース」を配布されるとともに、全国図書館大会その他の事業に参加する場合は予算の範囲内で、各施設または団体の1名を対象に助成を受けることができる。また、鳥取県図書館協会主催の事業について、各施設または団体の1名を対象に原則として無料で参加できる。

3 学生会員は、「協会ニュース」を配布される。また、鳥取県図書館協会主催の事業に原則として無料で参加できる。

(会費の納入)

第3条 会費は、毎年7月までに納入するものとする。

附 則

この規程は、平成2年12月5日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行し、同日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行し、同日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行し、同日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年6月29日から施行し、平成28年度分の会費から適用する。

附 則

この規程は、令和4年7月13日から施行する。